

（番号灯）

- 第245条** 番号灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第62条の2第1項の告示で定める基準は、協定規則第148号の技術的な要件（同規則の規則4.（4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。）及び5.11.（種別LM1に係るものに限る。）に限る。）に定める基準とする。ただし、施行規則第62条の3第1項の規定による認定を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第148号の規則5.11.の規定にかかわらず、光度特性は、協定規則第148号補足の規則3.5.1.1.に定める基準に適合すればよいものとする。
- 2 番号灯の取付方法等に関し、保安基準第62条の2第2項の告示で定める基準は、二輪の原動機付自転車以外の原動機付自転車にあつては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用し、二輪の原動機付自転車にあつては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。